

## 「小麦粘土」に関する注意表示の追加について（ST 表示ガイドラインの改定）

「ST 表示ガイドライン」の「11. 注意表示文例」中、「食物を模した玩具」の表の次に、下記の表を加える。

項目	絵記号	表示レベル	表示文
小麦粘土		A	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ねんどは食べ物ではありません。口の中に絶対に入れないでください。窒息などの危険があります。食べ物の形状のものを作る場合には特にご注意ください。</li> <li>●ねんどは小麦を主成分にしております。小麦アレルギーのお子様はご使用前に必ず医師にご相談ください。</li> </ul>

施行日：平成 30 年 10 月 3 日

## 【経緯・理由】

1. 2017 年 11 月 28 日、米国で、小麦粉が腸管出血性大腸菌（志賀毒素産生大腸菌 0121）に汚染され、小麦粘土を食べたり、遊んだりした場合に、子どもに感染する恐れがある旨の米国 FDA（食品医薬品局）の報道発表があり、それに関連して、厚生労働省から「小麦粘土」の衛生管理に関する照会が寄せられました。  
<https://www.fda.gov/ForConsumers/ConsumerUpdates/ucm508450.htm>
2. この報道と照会を踏まえ、ST 基準判定会議において検討し、「小麦粘土」に関しては、①小麦アレルギーのある子供が「小麦粘土」に接触すると、アレルギー症状を呈することが懸念されること、②衛生面から食用には不適であり、幼い子供には窒息などの危険があることを消費者に対して注意表示を行うことが必要であると判断されました。  
つきましては、「ST 表示ガイドライン」に本件「小麦粘土に関する注意表示」を追加することとしたものです。
3. また、「万一、お子様が粘土を食べても小麦粉で出来ているので（安全上）問題ございません。（又は安全です。）」といった表示があった場合は、当該表示は適当でなく、上記の ST 表示ガイドラインの注意表示に沿って対応をお願いします。  
（当該表示は明示的には確認されていませんが、ST 基準判定会議で検討し、併せて周知させていただきます。）